

勤務環境改善NEWS

16号

～秋田県社会保険労務士会アドバイス～ 特例水準に関するQ&Aについて

医療労務管理アドバイザー 社会保険労務士 高田 諭

2024年4月の医師の時間外労働の上限規制適用開始まで2年を切り、特例水準の指定へ向けた取組を進められている医療機関もあるかと存じます。そこで当センターでは、特例水準に関するQ&Aを作成しましたので、今後の取組のご参考としていただければ幸いです。

Q1. 特例水準とはどのようなものですか。

A. 時間外労働に関して、労働基準法では、原則として月45時間、年360時間と定められています。36協定の特別条項を締結した場合であっても、月100時間(複数月平均80時間)、年720時間、と定められています。

医療機関で勤務する医師に関しては、上限規制の適用猶予業種と定められており、これまで時間外労働時間の上限規制は適用されていませんでしたが、2024年4月より、これまでの適用猶予期間が終了し、医師についても時間外労働の上限(960時間：A水準)が適用されます。

一方で、地域医療提供体制の確保や、集中的技能向上(臨床研修等)の観点などからやむを得ずA水準を越えざるを得ない場合は、医療機関の申請により、都道府県が特例水準の指定を行うことで、上限時間が1860時間まで認められます。

水準名	時間外労働の上限時間 (2024年4月～)	都道府県 への申請	備考(対象医療機関等)
A	年960時間以内	不要	通常の医療機関に適用される水準
連携B	年1,860時間以内 (特例水準)	必要	医師を派遣する病院等が対象
B			救急医療を行う病院等が対象
C-1			臨床研修・専門研修プログラムを行う病院等 (臨床研修医・専攻医に適用)
C-2			特定の高度技能の育成を行う病院等

《裏面に続きます。》

勤務環境の改善に関する医療機関からの相談をお受けします。
まずは、お気軽にお問い合わせください。

秋田県医療勤務環境改善支援センター

○勤務環境改善全般に関すること 018-860-1403

○労務管理に関すること 018-863-1777

平日 9:00~17:00

Q 2. 特例水準（連携B、B、C-1、C-2）の指定を受けるために、手続きの面で行わなければならないことはありますか。また、労務管理上ではどのような注意が必要ですか。

A. 特例水準の申請の他に、労働時間短縮計画を作成することが必要になります。この他、労働時間短縮計画作成過程で健康確保措置の記載項目に対応するため、就業規則を確認し、変更が必要な箇所(具体的には、勤務間インターバルの確保(又は創設)、代償休息に関する定め、連続勤務時間)についての手続きが必要となる場合もあります。

また、労務管理面については、そもそも特例水準の指定を受けることが必要なのかを判断するため、勤務している医師が週に何時間働いているのかを把握するなど、適切な労働時間の把握が必要です。

※労働時間の適正な把握方法に関しては、『**労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン**』をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikkan/070614-2.html

Q 3. 時間外労働時間数が960時間に近い医師がいますが、960時間は超えていません。この場合、B水準の指定はしなくても良いですか。

A. 特例水準の対象となり得る医療機能（救急医療等）を担っており、予期しない事由で960時間を超過することが容易に想定される場合については、あらかじめ指定を受けておくことをお勧めします。

特例水準の指定を受けることについて、判断に迷われる場合は、当センターへお気軽にお問い合わせください。

これらのQ&Aの回答に関して、医療機関の実情等の事情から、必ずしも回答によらない場合もございます。

当センターでは、無料で貴院を訪問し、就業規則等の内容を踏まえた上で、医療機関の実情に合った最適な提案を行うことも可能です。お気軽にお問い合わせください。

◆（厚生労働省）トップマネジメント研修の開催について

厚生労働省では、病院長等を対象に、医師の働き方改革に関する最新情報の提供や、医療機関の事例紹介を行う研修を開催しています。

参加を希望される方は、別添のチラシ又は申込みサイトをご覧ください。

<https://hospital-topmanagement-seminar-r4.jp/>

勤改センターでは、労働時間把握のためのツールを提供しております。詳細については、いきサポ＞役に立つ情報＞国の施策情報「勤務実態調査支援ツールの提供について」をご覧ください。

<https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/>

